

令和6年5月 日光市農業委員会総会議事録

日 時 場 所 令和6年5月21日 午後2時 日光市役所本庁舎会議室

出席農業委員	10名	1番 川村耕一	2番 手塚幸子	3番 高橋和子	4番 福田絹江
		5番 斎藤敏夫	6番 加藤英利	7番 神山隆治	9番 高橋久美子
		10番 小池毅	11番 渡邊悦子		
欠席農業委員	なし				
出席推進委員	19名	12番 柏木武	13番 福田富美男	14番 大島一比古	15番 富田順子
		16番 福田正明	17番 神山守	18番 村上隆	19番 酒主学
		20番 星野由起夫	21番 西巻光次	22番 福田浩一	24番 吉原浩之
		25番 福田重勝	26番 福田隆夫	27番 大島昭吾	28番 阿久津文枝
		29番 大貫宣秀	30番 佐藤修一	31番 小倉政一	
欠席推進委員	23番 柴田洋一				
傍聴人	なし				
事務局	局長 川村賢一郎	係長 吉澤喜代子	副主幹 佐藤達起	主査 鶴見英明	

第1	—	議事録署名人の指名
第2	—	会期の決定
第3	報告第8号	農地法第4条の規定による許可書の交付について
第4	報告第9号	農地法第5条の規定による許可書の交付について
第5	報告第10号	農地法第18条（通知）について
第6	議案第32号	農地法第3条の規定による許可申請について
第7	議案第33号	日光農業振興地域整備計画の用途区分変更について
第8	議案第34号	農地法第5条の規定による許可申請について
第9	議案第35号	非農地証明願について
第10	議案第36号	農業経営基盤強化促進法第19条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について
第11	議案第37号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について
第12	議案第38号	令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について

局 長	それでは、日光市農業委員会総会規則第5条の規定により、会長を議長として会議を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。 本日の出席委員は、農業委員10名全員の出席であります。 農業委員会等に関する法律第27条第3項に定める定足数を満たしておりますので、本総会は有効に成立しております。 推進委員の柴田洋一委員から欠席する旨の届け出があり、推進委員におきましては20名中19名の出席であります。 なお、本日の傍聴人は、いらっしゃいません。
-----	--

福 田 絹 江 議 局	ただ今から、令和6年5月 日光市農業委員会総会を開会いたします。 本日の議事日程について、事務局長に朗読させます。 (議事日程を朗読)
議 長	日程第1「議事録署名人の指名」を行います。議事録署名人については、議長において指名したいと思います。3番 高橋和子委員、5番 斎藤敏夫委員を指名いたします。
議 長	日程第2「会期の決定」を行います。 本総会の会期につきましては、本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。 (「異議なし」との声あり) ご異議なしと認めます。 よって、本総会の会期は、本日1日限りとすることに決めます。 それでは、議事に入ります。 なお、報告事項や議案の説明にあたりましては、敬称を省略するなど、簡潔に説明をお願いします。
議 長	日程第3、報告第8号「農地法第4条の規定による許可書の交付について」を議題とし、事務局の説明を求めます。 (佐藤副主幹挙手)
佐藤副主幹	はい、佐藤副主幹。 総会資料1ページをお開きください。 報告第8号「農地法第4条の規定による許可書の交付について」ご説明いたします。 先月の4条申請案件は1件ございました。許可書につきましても、こちらの1件につきまして交付いたしました。申請人、土地の所在等につきましては資料のとおりです。総会審議日は令和6年4月19日。許可日及び指令番号につきましては、令和6年4月19日付、日農委指令第4－1号で許可書を発行しております。
議 長	以上です。 報告ではございますが、ご質問等ございましたらお受けいたします。 (「なし」との声あり) それでは、次に移ります。
議 長	日程第4、報告第9号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」を議題とし、事務局の説明を求めます。 (佐藤副主幹挙手)
佐藤副主幹	はい、佐藤副主幹。 総会資料2ページをお開きください。 報告第9号「農地法第5条の規定による許可書の交付について」ご説明いたします。 先月の5条申請案件ですが、6件ございました。許可書につきましても、これらの6件について交付をしております。譲渡人、譲受人、土地の所在等は資料のとおりです。総会審議日は令和6年4月19日。許可書につきましては、3番が常設審議員会への意見聴取がありましたので、令和6年4月30日。それ以外は令和6年4月19日となります。指令番号につきましては、日農指令第5－3号～第5－8号で許可書を発行しております。

議 長	以上です。 この件につきましても、報告ではございますが、ご質問等ございましたらお受けいたします。 （ 「なし」の声あり ） それでは、次に移ります。
議 長	日程第5、報告第10号「農地法第18条（通知）について」を議題とし、事務局の説明を求めます （ 吉澤係長挙手 ）
吉澤係長	はい、吉澤係長 報告第10号「農地法第18条（通知）について」ご説明いたします。 総会資料は4ページです。 本案件は農地法第18条第6項の規定による通知があったことの報告となります。貸人、借人の住所、氏名、および土地の表示、解約理由等は総会資料のとおりです。件数は2件で、申請番号1番、2番ともに、農地中間管理事業の賃貸借の解約となります。 以上ご報告いたします。
議 長	この件につきましても、報告ではございますが、ご質問等がございましたらお受けいたします。 （ 「なし」の声あり ） それでは、次に移ります。
議 長	日程第6、議案第32号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題といたします。今月の現地調査は、遊休農地対策部会が担当しております。加藤部会長から全体の説明をお願いいたします。 （ 加藤部会長挙手 ）
加藤委員	はい、加藤部会長。 今月は遊休農地対策部会が、5月17日に現地調査を実施いたしました。2班体制で行いまして、第1班は加藤、柏木委員、小倉委員が担当しました。次に2班、手塚副部会長、大島一委員、村上委員、福田会長が担当しました。 それでは、発表者をご説明いたします。3条の1番は加藤、2番は村上委員、3番は小倉委員、4番は柏木委員。議案第33号は大島委員、農地法第5条の1番は小倉委員、2番は村上委員、3番は大島委員、4番は村上委員、5番は柏木委員。非農地証明願1番は柏木委員、2番は大島委員、3番は小倉委員が詳細について、丁寧に説明しますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議 長	以上です。 ありがとうございました。 それでは、番号1番について担当委員の報告を求めます。 （ 加藤委員挙手 ）
加藤委員	はい、加藤委員。 私は、総会資料5ページの議案第32号の1番を担当しました。 本申請は、日光市大桑町、川室地内において、売買を目的とした3条申請です。申請人、申請地等については資料のとおりです。 申請地は大桑町、川室地内、轟工業団地入口交差点から東へ600メートルに位置しています。 公図による説明。当地についてご説明いたします。 登記簿地目は田、現況は荒れ地となっています。遊休農地というか、後で写

真で詳しく説明しますが、荒れ地と言ったほうがいいくらいのところでした。譲受人は所有する農地を適切に管理し、家族3人で水稻を作付けしております。購入後は、水稻と野菜を作付けする予定でございます。利用権はありません。ここが現地の写真でございます。草ぼうぼうで、まだ萱も生えていますが、萱はさほどまだ伸びてこないから目立たないですけど、膝上ぐらいまで生えていました。野菜なら何とかなるのかなという気がしますけれど、そのくらいの場所でしたが、買ってそういうことに利用するという事なので、期待するしかないと思います。

なお、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。以上です。

議長 報告ありがとうございました。

次に、現地調査後の検討・協議の結果について報告をお願いします。

(手塚委員挙手)

手塚委員 はい、手塚副部会長。

ただ今の説明によりまして、所有権移転での売買の案件で、受人は田を、原野みたいなところを適正に利用されるのではないかとということで、問題はないと思います。ご審議のほど、よろしくお願いします。

議長 報告並びに現地調査後の部会での報告も終わりました。

ここで、遊休農地対策部会以外の皆様方のご意見・ご質問をお受けいたします。

(福田富美男委員挙手)

福田富委員 はい、福田委員。

加藤委員 水田にするという話ですが、水はあるのですか。

福田富委員 ここは水路が通っていて、全体的には広い土地です。周囲に田もあり、水は十分あるので作る気なら作れるという状況でございました。

議長 わかりました。

他にありませんか。

(「なし」の声あり)

議長 質疑を終結いたしまして、採決に移ります。

番号1番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

議長 挙手全員であります。

よって、番号1番は、原案のとおり許可することに決しました。

議長 続きまして、番号2番について、担当委員の報告を求めます。

(村上委員挙手)

村上委員 はい、村上委員。

私は、総会資料の5ページの議案第32号の2番を担当いたしました。

本申請は、日光市室瀬地内において、売買を目的とした3条申請でございます。

申請人、申請地等については資料のとおりです。

申請地は室瀬地内、日光例幣使街道十石坂から北へ1キロメートル離れたところに位置します。

登記簿地目は畑、現況は田。

譲受人は、農地を適切に管理し、家族2人で田、畑を作付け、米や玉ねぎ、ジャガイモ、大根などを作付けしております。購入後は水稻の作付けを予定しております。

		申請地は田植えがしてありました。周りの草も良く管理してありました。
		なお、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
		以上です。
議	長	はい、ありがとうございました。
		次に、現地調査後の検討・協議の結果について部会からの報告をお願いします。
		(手塚委員挙手)
手塚委員		はい、手塚副部長。
		ただ今の説明により、この案件も所有権移転で売買の案件です。すでに田を管理されていらっしゃるとのことでした。問題はないと思います。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議	長	報告並びに現地調査後の部会での報告も終わりました。
		ここで、遊休農地対策部会以外の皆様方のご意見・ご質問をお受けいたします。
		(「なし」の声あり)
議	長	それでは、採決に移ります。
		番号2番について、原案のとおり許可すること賛成の農業委員の挙手を求めます。
		(挙手全員)
議	長	挙手全員であります。
		よって、番号2番は原案のとおり許可することに決しました。
議	長	続きまして、番号3番について、担当委員の報告を求めます。
		(小倉委員挙手)
小倉委員		はい、小倉委員。
		私は、総会資料5ページ、議案第32号の3番を担当しました。
		本申請は、日光市小林地内において、売買を目的とした3条申請です。
		申請人、申請地等については、資料のとおりです。
		案内図による説明。申請地は小林地内、栃木県ドックセンター入口バス停から南西へ1.2キロメートルに位置しています。
		公図による説明。〇〇番地、〇〇番地、〇〇番地、〇〇番地の4筆が申請地です。登記簿地目は田、現況は休耕地です。
		現地調査の写真による説明。譲受人は、所有している農地を適切に管理し、家族2人で水稻を作付けしております。この田が申請地で、これが休耕地です。水張した大きい田があり、これから田植するところです。
		購入後は水稻、野菜の作付けを予定しております。
		なお、農地法第3条第2項各号に該当しないため許可要件の全てを満たしていると考えます。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議	長	ありがとうございました。
		次に、現地調査後の検討・協議について、部会からの報告をお願いします。
		(加藤委員挙手)
加藤委員		はい、加藤部長。
		これも売買による3条申請です。写真のとおり2筆、一番大きい田植えの準備が終わっているのが〇〇番地です。3つの筆は揚水しないと川が低いので、ちょっと大変かなと思います。ここは野菜を作るのではないかという感じがしました。何れにしても、買って一部は水稻、一部は野菜を作る。一生懸命頑張ってやっていただきたいなと思って、現地を見てきました。

議	長	部会では許可相当と考えましたので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。 報告並びに現地調査後の部会での報告も終わりました。
		ここで、遊休農地対策部会以外の皆様方のご意見・ご質問をお受けいたします。
議	長	(「なし」の声あり) 採決に移ります。
		番号3番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
議	長	(挙手全員) 挙手全員でございます。
		よりまして、番号3番は、原案のとおり許可することに決しました。
議	長	続きまして、番号4番について、担当委員の報告を求めます。
		(柏木委員挙手)
柏 木 委 員		はい、柏木委員。 私は、総会資料5ページ、議案第32号の4番を担当しました。 本申請は、日光市町谷地内において、売買を目的とした3条申請です。 申請人、申請地については、資料のとおりです。 案内図による説明。申請地は町谷地内、関の沢集会所から北へ約170メートルに位置しております。 登記簿地目は畑、現況は休耕田です。 申請地は、赤い線で囲っている部分になります。契約内容は売買です。 調査の結果、譲受人は所有する農地を適切に管理し、夫婦2人で水稻、野菜を作付けしております。購入後も野菜の作付けを予定しております。 なお、利用権はありません。 農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。ご審議のほどお願いします。
議	長	ありがとうございます。 次に、現地調査後の検討・協議の結果について、部会からの報告をお願いします。
		(加藤委員挙手)
加 藤 委 員		はい、加藤部会長。 これも売買による3条申請です。蔵がある側の方がお求めになったところで、水稻を作ってもいいと思うのですが、狭い場所なのでトラクターが入ったら回ってこられないので、野菜を作るのではないかと思います。 部会では、許可相当と判断しましたので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。
議	長	報告並びに現地調査後の部会の報告も終わりました。
		ここで、遊休農地対策部会以外の皆様方のご意見・ご質問をお受けいたします。
議	長	(「なし」の声あり) 採決に移ります。
		番号4番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
議	長	(挙手全員) 挙手全員でございます。
		よりまして、番号4番は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長	続きまして、日程第 7、議案第 33 号「日光農業振興地域整備計画の用途区分変更について、を議題として、番号 1 番について、担当委員の報告を求めます。 (大島一委員挙手) はい、大島委員
大島一委員	総会資料 6 ページをご覧ください。私は、議案第 33 号の 1 番を担当しました。 本申請は、日光市岩崎地内において、農業用倉庫を目的として、農業振興地域整備計画の農用地区域から変更を目的として、用途区分の変更をする案件です。 申請人、及び申請地等は、資料のとおりです。 案内図の説明。申請地は岩崎地内、落合東小学校から南へ約 1.6 キロメートルに位置しています。 公図の説明。申請地、進入路はこちらになります。 登記簿地目は畑、現況は更地です。小規模ですがビニールハウスがありました。 申請地の周囲の状況は、東側は宅地、西側と南側は農地です。農地は、申請者の所有となっております。申請者の自宅がこちらです。公図上の申請地はこちらです。 農業用倉庫を建築するという申請になっております。 給排水は、自然浸透で敷地内浸透です。 現地調査は以上ですが、今回の申請は農業用振興地域計画の変更となっておりますが、この一帯は土地改良の事業には入っておりません。それと、振興地域ですから、農業を限りなく維持していける地域にあるのですが、こちらは自宅に隣接していて、農業に関わる農業資材、機械等を格納する施設を建設するという事です。農業振興地域ですが、主管部は農政課になるのですが、農業振興地域の中の、この一帯の農業振興地域の区分は農用地ということで、その変更ということです。隣接した農業振興地域の片隅に入るものですから、こちらでも自己所有の土地なので悪影響はないということで、農用地の変更に問題ないかと思います。 以上をもって、ご審議のほどよろしくお願いいたします。 ありがとうございました。 次に、現地調査後の検討・協議の結果について、部会からの報告をお願いします。 (手塚委員挙手) はい、手塚副部会長。
手塚委員	ただ今の説明により、用途区分の変更ですので問題はないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議 長	報告並びに現地調査後の部会の報告も終わりました。 ここで、遊休農地対策部会以外の皆様方のご意見・ご質問をお受けいたします。 (「なし」の声あり)
議 長	採決に移ります。 番号 1 番について、原案のとおり変更妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。 (挙手全員)
議 長	挙手全員であります。

		よって、番号１番は、原案のとおり変更妥当とすることに決しました。 (休憩 １４時４３分) (再開 １４時５５分)
議 長	(佐藤副主幹挙手)	
佐藤副主幹	はい、佐藤副主幹。	
	先ほどの議案第３３号日光農業振興地域整備計画の用途区分の変更についてですが、用途区分の変更が終わりましたら、業務用倉庫になりますので農地転用が行われるかたちになります。ただ今回につきましては、農地転用の許可が不要となる２００平方メートル未満の自らの耕作のための農業用施設に転用する場合に該当しますので、農地法４条の申請はございません。	
	農業委員会のほうに、許可不要案件に該当する旨の証明申請がありますので、その証明を発行するのみで、許可の申請はございません。	
議 長	補足の説明ありがとうございます。	
	続きまして、日程第８、議案第３４号「農地法第５条の規定による許可申請について」を議題とし、番号１番について、担当委員の報告を求めます。	
	(小倉委員挙手)	
小 倉 委 員	はい、小倉委員。	
	私は総会資料７ページ、議案第３４号の１番を担当しました。	
	本申請は、日光市針貝地内において、一時転用、砂利採取・表土置場を目的として転用する案件です。	
	申請人・申請地等は資料のとおりです。	
	案内図による説明。申請地は針貝地内、日光リサイクルセンターから南へ約１．２キロメートルに位置します。	
	公図による説明。登記簿地目は原野・田で、現況は田です。	
	周囲の状況は、東側は田、西側は山林、南側は原野です。	
	土地利用図による説明。現地には受人２人が立ち合いました。申請地を砂利・表土置場に利用する計画で、杭打ちがしてありました。	
	安全対策ですが、単管パイプとトラロープ、道路歩道側はフェンスを設置します。埋戻の残土は小林の山林から搬入します。原石採取、埋戻も１５メートルです。掘削の角度は４５度で、保安距離が２．５から５メートル、掘削の深さは１５メートルです。	
	周りに及ぼす影響はないと思いますので、ご審議のほどよろしく願います。	
議 長	ありがとうございます。	
	次に、現地調査後の検討・協議の結果について、部会からの報告を求めます。	
	(加藤委員挙手)	
加 藤 委 員	はい、加藤部会長。	
	砂利採取による５条の申請になります。受人の話によると、この辺は砂利の層が厚くて深く掘っても水が出てこないそうです。川のそばだと水が出てきますが、川より高いところなのでいいところだと、そういう申請の場所になります。採取予定地は２年前にスギ・ヒノキを切って、今回許可が出たら掘れるという計画だそうです。	
	部会では許可相当と考えましたので、ご審議の程よろしく願います。	
議 長	報告並びに現地調査後の部会での報告が終わりました。ここで遊休農地対策部会以外の皆様方のご意見・ご質問をお受けいたします。	
	(川村委員挙手)	
	はい、川村委員。	

川 村 委 員	表土置場が田と接していると思いますが、表土置いた場合１年半くらい期間があると思いますが、田への影響はないのでしょうか。
議 長	お願いします。
加 藤 委 員	ギリギリのところまでは表土を置かないそうです。隙間をあけるので、表土の高さが、電柱が立っているところから１メートルくらい低いです。表土の高さは田面から３から４メートルの高さまでなって、流れ込まないようにするということは言っていました。流れ込むようなときには、流出防止柵みたいのを設けて、表土の流出は防ぐということをおっしゃっています。
議 長	以上でございます。
	他にありませんか。
	(「なし」の声あり)
議 長	採決に移ります。
	それでは、番号１番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
	(全員挙手)
	挙手全員でございます。
	よって、番号１番は、原案のとおり許可することに決しました。
議 長	続きまして、番号２番について担当委員の報告を求めます。
	(村上委員挙手)
村 上 委 員	はい、村上委員。
	総会資料７ページをお開きください。
	私は、議案第３４号の２番を担当しました。
	本申請は、日光市板橋地内において、一般住宅を目的として転用する案件です。
	申請人、及び申請地等は資料のとおりです。
	申請地は板橋地内。大沢消防署から西へ１．６キロメートルのところに位置しております。
	公図による説明。登記簿地目は田、現況は畑です。
	周囲の状況は、東側は田、西側は宅地、南側は道路、北側が畑です。登記簿地目は田になっていますが、野菜などを植えてあったので畑になっています。現地には、譲渡人、譲受人、行政書士の３名が立ち会いました。申請地を一般住宅に利用する計画です。
	給水は、隣の宅地の井戸を利用します。排水は合併浄化槽で処理し、道路に埋設している排水管に放流し堀に流すそうです。道路に、隣の住宅で利用している排水管が埋まっているので、それを利用するということです。放流先は堀につながっています。
	写真の説明。この申請地に電柱が立っています。この電柱は、隣の住宅の電柱を引っ張っている、控線みたいな状態で１本立っています。この電柱は、将来、この土地が申請許可を取れた場合、移設をするという計画です。隣が田で、土が田に流れる恐れがあると思いますが、区切りの土手があります。この土手が２５～３０センチメートルくらい地盤よりも上がっていて、隣に流れる心配はないと思います。後側は、申請地と畑は土を盛って、水の流れを防ぐということで、雨水は敷地内浸透処理ということです。
議 長	以上のことから、周りに及ぼす影響もないと思われます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
	ありがとうございました。
	次に現地調査後の検討・協議の結果について部会からの報告をお願いしま

す。

（ 手塚委員挙手 ）

はい、手塚副部長。

手塚委員 ただ今の説明により、無償での所有権移転の案件です。部会では許可相当と
 議 長 思われますので、ご審議のほどよろしくお願いします。

報告並びに現地調査後の部会からの報告が終わりました。

ここで、遊休農地対策部会以外の皆様方のご意見・ご質問をお受けいたします。

（ 「なし」の声あり ）

議 長 採決に移りたいと思います。

それでは、番号２番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員
 の挙手を求めます。

（ 挙手全員 ）

議 長 挙手全員でございます。

よりまして、番号２番は、原案のとおり許可することに決しました。

議 長 続きまして、番号３番について担当委員の報告を求めます。

（ 大島委員挙手 ）

大島委員 はい、大島委員

総会資料７ページをご覧ください。議案第３４号の３番を担当いたしました。

本申請は、日光市今市地内において、宅地分譲地、更地分譲を目的として転
 用する案件です。

申請人、及び申請地等は資料のとおりです。

案内図による説明。申請地は、今市地内七本桜交差点から南へ約１００メー
 トルに位置しています。

公図による説明。登記簿地目は、田と畑。現況は更地となっております。

周囲の状況は、東は住宅地、その他は個人住宅と商業用地。商業用地は営業
 中と休業中です。住宅と商業施設に囲まれている状態です。

分譲は真ん中に開発工事の基準に沿った道路がひかれまして、一周するかた
 ちになるようです。

現地には、土地の所有者、買受人の会社の代表者、土地家屋調査士が来て説
 明を受けました。

分譲地の開発計画は、日光市の都市計画課が中心になって申請を受けま
 す。こちらの上下水は公共水道を使うと。農業委員会で視察して、現地確認に
 おいて排水の問題ですが、農地関係に関係しますので、排水は開発許可上の条
 件となっている都市計画の中で、雨水浸透槽で行う。道路の真ん中にめぐらせ
 て、道路の真下中央にずっと掘り下げて、一般的に粒の大きい石を入れて、目
 詰まりしないように。大雨のときには自然といかないですから、そこに雨水を
 ストックして、自然に下にしみこむというかたちでやるようです。１０年、５
 ０年の大雨、過去にある扇状降雨、前線が停滞したときに大雨が降ったときは
 どうするのか。ここの開発許可だけではないですが、過去にも分譲地はいっぱ
 いありますから。そのときはオーバーフロー、余った水が溢れた場合には、南
 側に赤堀川があるので、こちらに流れ込む。この下にも用悪水路がありますが、
 雑排水と生活污水と農地の水、過去には利用したようですが、それなりの
 細い川です。一番問題の雨水の処理は、大雨のときはオーバーフローでこちら
 に流れる。どこの分譲地でも、土地改良の承認をとるということで、立会人の
 土地家屋調査士の話で説明がありました。雨水については、以上までの確認は

しました。

説明は以上で、ちなみに第3種農地になりますので、これは市街化の中で、基本的には農地を転用してもやむを得ない。

以上が現地調査の結果で、転用許可は問題ないと考えますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

北側が1筆の一番大きいところです。フェンスのほうは、家は建っていないけど宅地です。

以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

ありがとうございます。

次に、現地調査後の検討・協議の結果について部会から報告をお願いします。

(手塚委員)

はい、手塚副部会長。

ただ今の説明により、農地の権利移動を伴う転用ですが、部会では許可相当と思われますので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

報告並びに現地調査後の部会での報告も終わりました。

ここで、遊休農地対策部会以外の皆様方のご意見・ご質問をお受けいたします。

(川村委員挙手)

はい、川村委員。

農地は1,000平方メートル以下で農業委員会とは関係なくなるかもしれませんが、全体的な開発にあたっての県の許可というのは。

さっきの排水は、確認したのですが、全体の面積は事務局からありますが、排水の件は10,000平方メートルまでは先ほどの方式、そこまでです。

全区画の分譲は開発中なので、どれくらいかと思ったのですが、全区画、道路を含む全面積はわからないので、事務局のほうでお願いします。

(佐藤副主幹挙手)

はい、佐藤副主幹。

今回の開発計画は全体で、5,820平方メートルでございます。都市計画法の開発許可の案件ともなりますので、そちらの許可となります。農地転用の許可と開発許可は同時に出るということです。

他に何かございましたらお受けいたします。

ないようでしたら採決に移りますが、よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

採決に移ります。

番号3番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

(全員挙手)

挙手全員でございます。

よって、番号3番は、原案のとおり許可することに決しました。

続きまして、番号4番について、担当委員の報告を求めます。

(村上委員挙手)

はい、村上委員。

総会資料8ページをお開きください。私は、議案第34号の4番を担当しました。

本申請は、今市地内において宅地分譲用地を目的として転用する案件でございます。

		申請人、及び申請地等は資料のとおりです。 申請地は今市地内、日光シルバーセンターから南へ60メートル行ったところにあります。 登記簿地目は畑、現況は写真を見ると分かりますが、草ぼうぼうで遊休地になっています。 周囲の状況は、東側宅地、西側宅地、南側宅地、北側に大きな水路があります。 申請地はこちらで、この周りはコンクリートの擁壁で囲まれています。これを2区画に分けて分譲するということです。 給排水は、公共の上下水道を利用し、雨水は敷地内浸透処理します。公共の上下水道がこの部分に入っていて、これを2つに分けて、奥の土地はここから出入りする。手前はこの辺から出入りすると思います。 現況は赤い線のところですが、このように草が膝下くらいまで生えている状態でした。これを2区画に分けて分譲するそうです。 以上のことから、周りに及ぼす影響もないと思われます。ご審議のほどよろしく願いいたします。 ありがとうございます。 次に、現地調査後の検討・協議の結果について、部会からの報告をお願いします。
議 長		(手塚委員挙手) はい、手塚副部会長。
手 塚 委 員		ただ今の説明により、売買による所有権移転の案件です。宅地分譲ということで、何ら問題はないと思われますので、ご審議のほどよろしく願いします。
議 長		報告並びに現地調査後の部会からの報告も終わりました。 ここで、遊休農地対策部会以外の皆様方の、ご意見・ご質問をお受けいたします。
議 長		(「なし」の声あり) 採決に移ります。 それでは、番号4番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
議 長		(挙手全員) 挙手全員でございます。 よって、番号4番について、原案のとおり許可することに決しました。
議 長		続きまして、5番について、担当委員の報告を求めます。
柏 木 委 員		(柏木委員挙手) はい、柏木委員。 私は、議案第34号の5番を担当いたしました。 本申請は、日光市山口地内において、使用貸借による一般住宅を目的として転用する5条申請です。 申請人、申請地等については資料のとおりです。 案内図による説明。申請地は山口地内国道119号線、山口交差点から南東へ約1キロメートルに位置しています。 公図による説明。登記簿地目は畑、現況は遊休田となっています。 周囲の状況は、東側、西側及び北側は道路、南側は水路になっています。 申請理由ですが、申請人の夫婦は子供とともに、現在、木和田島のアパートに3人で住んでいます。子供の成長により手狭になってきたため、住宅の建築

		場所を、夫の実家に近い場所を検討していたところ、今般、夫の親から申請地を借り受け建てることになりました。
		申請地の建築面積は106.82平方メートル。木造平屋建て、及び駐車スペースと庭園を設ける予定です。なお、今回の申請面積は525平方メートルですが、一般住宅の場合500平方メートル以内の基準が原則あるとのこと。今回、25平方メートルほど超えておりますので、詳細は事務局より説明をお願いしたいと思います。
		土地利用について説明します。現地には行政書士と申請人及び申請人の家族が立ち会いました。給水は公共の上水道を利用し、汚水、雑排水は合併浄化槽を設け水路に流します。水利組合の許可は受けているということです。雨水は敷地内にいくつかの浸透枳を設けて処理いたします。こちらが申請場所です。
議	長	以上のことから、周りに及ぼす影響もないと思われますので、ご審議のほどよろしくお願いします。
		525平方メートルということについて、事務局から説明をお願いします。
		(佐藤副主幹挙手)
佐藤副主幹		はい、佐藤副主幹。
		先ほどお話ありましたが、一般住宅の場合には500平方メートルを基準としております。農家住宅につきましても1,000平方メートルということになっておりますが、こちらは農地転用の大前提としまして、必要最低限の転用面積とすることというものがございまして、その基準として出されているものになります。今回の場合ですと、敷地面積が525平方メートルということで、非常に中途半端な数字となりまして、500平方メートルに限定してしまいますと、25平方メートル余ってしまう状態になります。その状態ですと、それだけ残しておくのは、将来のことを考えると現実的ではありませんので、この500平方メートルの基準を逸脱しない範囲ということで、今回の面積を許可できるものではないかというふうに判断したということです。以上です。
議	長	補足の説明が終わりました。
		次に現地調査後の検討・協議の結果について、部会から報告をお願いします。
		(加藤委員挙手)
加藤委員		はい、加藤部会長。
		これは一般住宅を建てるということの5条申請でございまして、説明のとおりでございまして、部会では許可相当と考えましたので、ご審議のほどよろしくお願いいたします。
議	長	報告並びに現地調査後の部会での報告も終わりました。
		ここで、遊休農地対策部会以外の皆様方からのご意見・ご質問をお受けいたします。何かありましたらお願いします。
		(「なし」の声あり)
議	長	それでは、採決に移ります。
		番号5番について、原案のとおり許可することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
		(挙手全員)
議	長	挙手全員でございまして。
		よって、番号5番は、原案のとおり許可することに決しました。
議	長	それでは、日程第9、議案第35号「非農地証明願について」を議題として、番号1番について、担当委員の報告を求めます。
		(柏木委員挙手)

柏木委員	はい、柏木委員。 私は、総会資料９ページ、議案第３５号「非農地証明願」の１番を担当しました。 本申請は、日光市小林地内において、公衆用道路として利用しています。 願出人、願出地等は資料のとおりです。願出地は小林地内、小林４区の公民館から東へ約３００メートルに位置しています。 登記簿地目は田、現況は道路です。 周囲の状況は、東側、南側は田、西側、北側は道路です。 今回の申請理由ですが、願出地は公道から宅地につながる道路が、隣家に遮られ見通しが悪いため、田の一部を昭和４８年頃から道路として使用しています。現地には申請人の妹が立ち会いました。 平成１２年１０月の空中写真が添付されており、２０年以上経過しております。これが今回の申請地の道路です。先ほど隣家と言いましたが、西側で全然見えません。こちらも空き家ですが、特に隣家は周りから家が建っている状態が見えないくらいの状態でした。 証明することに問題はないと思われますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	ありがとうございました。 次に、現地調査後の検討・協議の結果について部会からの報告をお願いします。 （加藤委員挙手）
加藤委員	はい、加藤部会長。 説明があったとおりのことですが、１年前くらいに、おばあちゃんが亡くなって空き家になりました。売りたいということで調べてみたら、ここに登記簿地目の田があったということで出てきた申請です。この辺は、赤い線の西隣に廃墟みたいな家があって、その奥の家です。誰か買ってくれる人はいないでしょうかという話です。 部会で検討した結果、非農地証明は証明妥当だという判断をしましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	報告並びに現地調査後の部会の報告も終わりました。 ここで、遊休農地対策部会以外の皆様方へ、ご意見・ご質問をお受けいたします。何かありましたらお願いいたします。
議長	（「なし」の声） それでは、採決に移ります。 番号１番について、原案のとおり、証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。
議長	（全員挙手） はい、挙手全員でございます。 よって、番号１番は、原案のとおり証明妥当とすることに決しました。
議長	続きまして、番号２番について、担当委員の報告を求めます。 （大島一委員挙手）
大島一委員	はい、大島委員。 私は、総会資料９ページ、議案第３５号の２番を担当しました。 本申請は、日光市水無地内において、宅地として利用しています。 願出人、願出地は資料のとおりです。 案内図による説明。願出地は日光市水無地内、日光産業団地から東へ約９５０メートルに位置しています。

		公図による説明。赤い印のとおりになっています。申請地は2筆です。現地調査の場所には、土地家屋調査士がいらっしゃいました。杭打ちもしてありました。 建築基準法の2号道路と公道です。周囲は宅地、住宅。昭和46年建築という評価証明書の資料がございます。既存の宅地と、一体利用しています。現状は庭で植栽が植えてあります。現地の写真です。進入路はこちらになります。 以上のことから、証明するのに問題ないと思われますので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議	長	ありがとうございます。 次に、現地調査後の検討・協議の結果について、部会からの報告をお願いします。
		(手塚委員挙手)
手 塚 委 員		はい、手塚副部会長。 ただ今の説明によりまして非農地証明の案件で、畑としては利用できないとの、部会では判断いたしました。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議	長	報告並びに現地調査後の部会での報告も終わりました。 ここで、遊休農地対策部会以外の皆様からの、ご意見・ご質問をお受けいたします。
		(「なし」の声あり)
議	長	それでは、番号2番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。
		(全員挙手)
議	長	挙手全員でございます。 よって、番号2番について、原案のとおり証明妥当とすることに決しました。
議	長	続きまして、番号3番について、担当委員の報告を求めます。
		(小倉委員挙手)
小 倉 委 員		はい、小倉委員。 私は総会資料9ページ、議案第35号の3番を担当しました。 本申請は、日光市町谷地内において、宅地として利用しています。 願出人、願出地は資料のとおりです。 願出地は町谷地内関ノ沢集落センターから東へ160メートルの位置になっています。
		公図による説明。2筆とも登記簿地目は畑、現況は宅地です。 現地には願出人2人、父親と息子さん、行政書士が1人立ち合いました。杭が7本打ってありました。願出地は平成9年頃から宅地として利用しており、27年以上が経過しております。空中写真が添付されて、平成12年には宅地であったことが確認できます。20年以上の経過になっています。ここが母屋です。願出地は平成9年より、隣接する宅地と一体で、宅地として利用しています。
		以上のことから、証明することに問題はないと思われます。ご審議のほどよろしく願います。
議	長	ありがとうございます。 次に、現地調査後の検討・協議の結果について部会からの報告をお願いします。
		(加藤委員挙手)
		はい、加藤部会長。

加藤委員	説明のとおりです。母屋を壊して新築するそうですが、調べたところ農地だったことによる申請です。
議長	部会では証明妥当となりましたので、ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	報告並びに現地調査後の部会の報告も終わりました。
議長	ここで、遊休農地対策部会以外皆様方のご意見・ご質問をお受けいたします。
議長	(「なし」の声あり)
議長	それでは、番号３番について、原案のとおり証明妥当とすることに賛成の農業委員の挙手を求めます。
議長	(挙手全員)
議長	挙手全員であります。
議長	よって、番号３番は、原案のとおり証明妥当とすることに決しました。
議長	続きまして、日程第１０、議案第３６号「農業経営基盤強化促進法第１９条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」事務局の説明を求めます。
吉澤係長	(吉澤係長挙手) はい、吉澤係長。
吉澤係長	議案第３６号「農業経営基盤強化促進法第１９条（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」ご説明いたします。
吉澤係長	本議案については、「農業経営基盤強化促進法第１８条第１項の規定に基づき、日光市が作成した農用地利用集積計画案を決定するために、審議をお願いするものです。今月は所有権移転と利用権設定の案件がございます。最初に総会資料１０ページ、権利種別、所有権移転の案件です。今月の件数は１件で、面積は合計７筆で５,５３９平方メートルとなります。譲渡人、譲受人の住所、氏名、及び土地の表示等は、総会資料のとおりです。
吉澤係長	続いて総会資料１１ページから１４ページ、権利種別、利用権設定の案件です。件数は９件です。面積合計が２９筆で、４７,１２０.６７平方メートルとなります。内訳は、申請のすべてが日光市農業公社扱いの案件で、９件とも新規となっております。設定をするものを貸人、設定を受けるもの借人の住所、氏名、及び土地の表示等は、総会資料のとおりです。
議長	以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第１８条第３項の各要件を満たしていると考えます。ご審議のほどよろしく願いいたします。
議長	説明が終わりました。
議長	ご質問等がありましたらお受けいたします。
議長	(「なし」の声あり)
議長	質疑を終結し、採決いたします。
議長	議案第３６号は、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
議長	(挙手全員)
議長	挙手全員であります。
議長	よって、議案第３６号は、原案のとおり決定することに決しました。
議長	続きまして、日程第１１、議案第３７号「農地中間管理事業の推進に関する法律第１９条の２（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」を議題とし、事務局の説明を求めます。
議長	(吉澤係長挙手)

吉澤係長	はい、吉澤係長。 議案第37号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条の2（農用地利用集積計画の公告）に基づく決定について」をご説明いたします。 総会資料は15ページから17ページです。 当議案については、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、農業経営基盤強化促進法の基本要綱第9の3の（1）の規定により、日光市が作成した農用地利用集積計画案を決定するために、審議を求められているものです。 件数は5件で、面積合計は8筆、35,505.00平方メートルとなります。設定をするもの貸人、設定を受けるもの借人の住所、氏名、及び土地の表示等は、総会資料のとおりとなります。
議長	以上の計画の内容は、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。ご審議をよろしくお願いいたします。 説明が終わりました。 ご質問等がありましたらお受けいたします。
議長	（「なし」の声あり） 質疑を終結し、採決いたします。 議案第37号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。
議長	（挙手全員） 挙手全員であります。 よって、議案第37号については、原案のとおり決定することに決しました。
議長	続きまして、日程第12、議案第38号「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」を議題とし、事務局の説明を求めます。 （佐藤副主幹挙手）
佐藤副主幹	はい、佐藤副主幹。 議案第38号「令和5年度農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表について」をご説明いたします。追加でお配りしました総会資料をご覧ください。 令和5年度の最適化活動目標に対する点検と評価になります。ページ番号につきましては、追加でお配りしました総会資料の続きとなりますので、18ページからスタートになります。 18ページ「Ⅰ農業委員会の状況」につきましては、令和5年度当初に作成しました目標と同じ内容になっております。 続きまして19ページ目をご覧ください。「Ⅱ最適化活動の実施状況」ですが、「1最適化活動の成果目標」の「（1）農地の集積」についてご説明いたします。①、②につきましては、当初の目標に記載しておりましたものと同じになります。③が昨年度の実績ですが、新規集積面積が目標の80ヘクタールに対しまして48ヘクタールでした。しかし農地面積が令和4年度の集計5,400ヘクタールから5,290ヘクタールに減っていることがあり、集積率につきましては、目標の45.4%を上回る45.7%となっております。そのため、点検結果は期待どおりの結果としております。農地面積につきましては、国の作物統計調査の数値を用いたものとなります。 20ページをご覧ください。「（2）遊休農地の発生防止・解消」ですが、①、②につきましては、昨年度の目標と同じになっております。③の「実績」

ですが、アの a「緑区分の遊休農地の解消実績」は目標の 4.4 ヘクタールに対し、4.4 ヘクタールの実績になっております。b の「黄区分の遊休農地の解消」ですが、「黄区分の遊休農地の解消に向けた工程表」は、昨年度中に策定まで至りませんでした。今後策定を進めて参ります。イの「新規発生遊休農地の解消」ですが、3.2 ヘクタールの目標に対し、2.6 ヘクタールとなりました。④の「その他」につきましては、昨年度実施しました農地の「利用状況調査」「意向調査」の実施内容になります。こちらの点検結果につきましては、「期待どおりの結果」になっております。

続きまして 21 ページをご覧ください。(3) の「新規参入の促進」ですが、③「実績」としまして、新規参入者への貸付等について公表した農地はありませんでしたので、実績の方は「0」になります。こちらにつきましては、今後他の自治体の状況等を参考に取り組み方等を検討していきたいと思っております。そのため、点検結果としては「期待を下回る」ものとなりました。

22 ページをご覧ください。2 の「最適化活動の目標」ですが、(1)「推進委員等が・最適化活動を行う日数目標」につきましては、目標の 6 日/月に対しまして、実績は 5.2 日/月となりました。(2)「活動強化月間の設定」につきましては、3 回の目標に対しまして、実績は 5 回になっております。(3)「新規参入相談会への参加」につきましては、1 回の目標に対して、23 ページをご覧ください。実績は 2 回となっております。目標の達成状況の標語としましては、「期待をやや下回る結果」となっております。

24 ページをご覧ください。Ⅲ「事務の実施状況」ですが、1「総会、部会の開催実績」は記載のとおりです。2「農地法第 3 条に基づく許可事務」につきましては、処理件数が 47 件となり。処理期間等は記載のとおりです。3「農地転用に関する事務」につきましては、日光市の場合対象が 4 ヘクタール以上のものとなりますので、該当するものはありませんでした。4「違反転用への対応」ですが、違反転用が確認された案件はありましたが、すべて年度内に転用許可申請等に至っているため、違反転用面積は 0 となります。

続きまして 25 ページ、26 ページにつきましては、ここまでのものを集計したものになります。こちらの内容につきましては、問題がなければホームページで公開をさせていただきます。

以上です。

議長

説明が終わりました。

ご質問等ございましたらお受けいたします。

(富田委員挙手)

富田委員

はい、富田委員。

私は担い手育成部会に所属していますが、担い手育成部会以外の部会についての目標設定はあるのですか。

議長

部会についての目標設定があるのか。部会については、随時必要に応じてということだったのででしょうか。

(佐藤副主幹挙手)

佐藤副主幹

はい、佐藤副主幹。

内容に応じてということになります。担い手育成部会に関しましては、新規就農相談会ということで明確な項目がありますが、それ以外のものにつきましては、関係のある項目につきまして活動を行っていただく形になります。

議長

他にありましたらお受けいたします。

(「なし」の声あり)

議長

それでは、議案第 38 号について、原案のとおり決定することに賛成の農業委員の挙手を求めます。

議

長

(挙手全員)
挙手全員であります。
よって、議案第 38 号については、原案のとおり決定することに決しました。

議

長

以上で、本日の総会に付議された案件の審議は、すべて終了しました。
これをもちまして、令和 6 年 5 月 日光市農業委員会総会を閉会いたします。

閉会 午後 4 時 20 分